

議案第51号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和 2年 9月30日

提出者 目黒区議会議員

佐藤 昇

武藤まさひろ

鴨志田リエ

岩崎ふみひろ

かいでん和弘

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑みると、議場においていわゆる三密を避けられない状況や、さらには相当数の議員が隔離を余儀なくされたとしても、急を要する感染症対策議案の審査や議決が求められる事態は、現実のものとして想定しておかなければならない。また、今後30年以内に70%程度の確率で発生するとされる首都直下地震などの災害時においても、同様のことが言える。

しかし、そうした非常時であっても定足数を満たし、審議や表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ、議決機関として住民の期待に応えることはできない。

昨今、情報通信技術は目ざましく発展しているものの、わが国の地方議会においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念が、現に議場にいることと解されているため、オンラインでの本会議運営は困難とされている。

一方、総務省は令和2年4月30日付の通知において、委員会運営については当該議会による意思決定によってオンライン化が可能との見解を発出したが、本会議をオンライン化することができなければ、議会運営上の利点は限定的なものとなる。

議会の意思形成過程である委員会審議におけるオンライン化の有用性を認識しているのであれば、本会議についても導入を推進していくべきである。

よって、国に対し、非常時などには地方議会の判断により、強固なセキュリティ対策を施したうえで、本会議運営をオンライン会議などによる遠隔審議・議決が可能となるよう、下記の主旨で地方自治法を改正することを強く要請する。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、本来の役割を妨げることなく、かつ公開性に配慮したうえで、情報通信技術によるオンラインでの審議や表決によっても可能となるよう、議場への参集が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

目黒区議会

議長 そうだ次郎

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て